

そ の 他 の 改 正

1 帳簿書類の保存期間

〔制度の概要〕

法人は、次の帳簿書類を整理し、それぞれ一定期間保存しなければならないこととされています（法126、150の2、旧法規59、67）。

区		分	中小法人等	大 法 人
帳	簿	現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳、経費帳等	7年間	7年間
決	算 関 係 書 類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表等		
証 ひ よ う 書 類	現金の收受・払出し、預貯金の預入・引出しに際して作成された書類	領収書、小切手控、預金通帳、借用証等	5年間	5年間
	有価証券の取引に際して作成された書類	有価証券受渡計算書、社債申込書等		
	、 及び 以外のもの	請求書、契約書、見積書等		
	棚卸資産の引渡し又は受入れに際して作成された書類	納品書、送り状、貨物受領証、出入庫報告書、検収書等		

(注) 1 上記保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から原則として2月を経過した日から、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から原則として2月を経過した日から、それぞれ起算することとされています（旧法規 59 、 67 ）。

2 「中小法人等」とは普通法人のうち各事業年度終了の日において資本の金額又は出資金額が1億円以下のもの（特定目的会社若しくは旧資産流動化法の特定目的会社又は投資法人を除きます。）若しくは資本若しくは出資を有しないもの（相互会社及び外国相互会社を除きます。）公益法人等、協同組合等又は人格のない社団等をいい、「大法人」とは中小法人等以外の法人をいいます（旧法規 59 、 67 ）。

3 中小法人等は、国外関連者との取引に関して作成し又は受領した の書類については、上記にかかわらず、6年間保存することとされています（旧法規 59 、 67 ）。

4 保存期間のうち5年を経過した日以後の期間（6年目、7年目）は、一定の要件を満たすマイクロフィルムにより保存することも認められています。また、証ひょう書類のうち一定のものについては、4年目、5年目に係る保存期間についても、一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められています（旧法規 59 、 67 、 平10大蔵省告示第136号、平10国税庁告示第2号）。

5 連結法人の帳簿書類又は特定信託青色申告法人の特定信託に係る帳簿書類についても、大法人の場合と同様の期間、整理保存することとされています（旧法規8の3の10、59の4）。

〔改正の内容〕

現行5年間（又は6年間）とされている上記 及び の帳簿書類の保存期間が、中小法人等及び大法人ともに一律7年間に延長されました（法規 59、 67）。

また、連結法人の帳簿書類又は特定信託青色申告法人の特定信託に係る帳簿書類の保存期間についても、同様の改正が行われています（法規 8の3の10、59の4）。

〔適用時期〕

改正後の規定は、法人の平成13年4月1日以後に開始した事業年度又は計算期間において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合について適用され、同日前に開始した事業年度又は計算期間において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合については、従来どおり適用されます（改正法規附則5）。

なお、連結法人の帳簿書類の保存に関する改正後の規定は、平成14年4月1日以後に開始した連結事業年度において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合について適用されず（改正法規附則3）。

2 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 収益事業の範囲</p> <p>(法令5 一ホ・三ヲ、法規8の2、改正法令附則2、改正法規附則2)</p> <p>(法令5 二ニ・三八・五ル、法規8の3、改正法令附則1二、3、改正法規附則1二、2)</p> <p>(法令5 三ル、改正法令附則1)</p> <p>(法令5 二十九チ・リ・ヌ、改正法令附則2)</p> <p>(法令5 三十三コ、改正法令附則1)</p>	<p>公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 米穀安定供給確保支援機構が行う一定の業務に係る物品販売業、金銭貸付業及び信用保証業が収益事業の範囲から除かれました。</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う一定の不動産販売業、金銭貸付業、不動産貸付業及び無体財産権提供業が収益事業の範囲から除かれました。</p> <p>ハ 通信・放送機構の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p> <p>ニ 収益事業から除かれている特定の医療業務を行う民法法人の医療保健業について、当該特定の医療業務に係る医療保健業のみが非課税となるように見直しが行われました。</p> <p>ホ 海洋科学技術センターの独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。ただし、独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る改正については、原則として中小企業総合事業団廃止法の施行の日(平16.7.1)以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 資本積立金額の意義等(法27二・ホ・レ、62の2、93、法令8の2、9)</p>	<p>適格合併等を基因としていわゆる投資簿価修正が行われた場合の合併法人等の資本積立金額、利益積立金額の計算について所要の整備が行われました。</p>	<p>-</p>
<p>(3) 連結法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少(法令9の2、改正法令附則4)</p>	<p>○ いわゆる投資簿価修正を行うこととなる事由から、連結法人間の適格合併に基因する譲渡等が除かれました。</p>	<p>平16.4.1以後にその事由が生ずる場合に適用され、同日前にその事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税(法4、10の2、145の2～145の8、146、147、負担軽減措置法16、法令192～198、法規61の2、61の3、改正法令附則1五コ、改正法令附則1一、改正法規附則1一)</p>	<p>信託業法の改正に伴い、特定信託の受託者である外国法人を納税義務者の範囲に加える等、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税について所要の整備が行われました。</p>	<p>信託業法の施行の日から施行されます。</p>
<p>(5) 寄附金の損金不算入の特例 (法令77 一の二・一の三・三二、法規23の2、24、旧法令77 一の二・二ル・三二、改正法令附則9、改正法規附則4)</p>	<p>特定公益増進法人の範囲について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするものが追加されたほか、特殊法人の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p> <p>ロ 学術に関する研究を主たる目的とする法人で日本育英会法施行令の指定を受けているもの(以下「指定研究所」といいます。)が特定公益増進法人から除かれるとともに、人文科学に関する研究を主たる目的とする法人で登録学術研究団体と連携して研究を行うものが、人</p>	<p>平16.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出したのものについては、従来どおり適用されます。ただし、指定研究所に対して支出するものうち、証明書類が発行された日以後2年を経過する日(その日が平17.3.31以前に到来する場合は、同日)までの期間内に支出するものについては、特定公益増</p>

<p>(昭40大蔵省告示第154号、平16財務省告示第178号)</p>	<p>文科学に関する研究(一定の要件を満たすものに限り、)を主たる目的とする法人と改められました。</p> <p>指定寄附金の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人に対する一定の寄附金が追加されるとともに、日本育英会の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>進法人に対する寄附金とみなされます。</p> <p>平16.4.1以後に支出する寄附金について適用されず。</p>
<p>(6) 連結中間申告(法81の19、法令155の47、改正法附則15)</p>	<p>連結グループ内合併等が行われた場合の連結中間納付額の調整計算について所要の整備が行われました。</p>	<p>平16.4.1以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用され、同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除(措法61、措令37、改正法附則37、旧措法61、旧措令37一)</p>	<p>事業年度終了の日における出資総額が1億円超の組合等が適用対象法人から除かれました。</p>	<p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62、68の67)</p>	<p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>
<p>(9) 国外関連者との取引に係る課税の特例等(措法66の4、68の3の5、68の88、措令39の12、39の35の5、39の112、改正措令附則19、29)</p>	<p>移転価格税制における独立企業間価格の算定方法に取引単位営業利益法が追加されました。</p>	<p>平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(10) 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例等(措法66の5、68の3の6、68の89、措令39の13、39の35の6、39の113、改正措令附則24、30、35)</p>	<p>本制度の適用の有無を判定する際に用いる類似法人の総負債の額の純資産の額に対する比率は、類似法人の過去3年内に終了したいずれかの事業年度の比率とすることとされました。</p>	<p>平16.4.1以後に終了する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例(措法66の10、68の94、旧措法66の10二、改正法附則43、52)</p>	<p>適用対象から次の資産が除かれました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営革新支援法の組合等が承認を受けた経営革新計画に係る試験研究用資産 ・ 中小企業経営革新支援法の特定組合等が承認を受けた経営基盤強化計画に係る試験研究用資産 <p>(注) 沖縄振興特別措置法の沖縄の特定組合等が承認を受けた経営革新計画に係る試験研究用資産については、従来どおり適用されます。</p>	<p>平16.4.1以後に取得等をする試験研究用資産について適用され、同日前に取得等をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措法66の11、旧措令39の22五、改正措令附則26) (措法66の11二、改正</p>	<p>○ 高度な技術を開発し又は利用する工業の開発に資するための一定の業務に係る負担金が適用対象から除かれました。</p> <p>中小企業総合事業団の独立行政法人への移行</p>	<p>平16.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。</p> <p>中小企業総合事業団廃止法</p>

<p>法附則18)</p> <p>(措令39の22 十二、 、改正措令附則26)</p>	<p>に伴い、所要の整備が行われました。</p> <p>環境事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>の施行の日(平16.7.1)から施行されます。</p> <p>平16.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例(措法67の6、措令39の28、改正法附則37)</p> <p>(措法67の7、68の103の2、措令39の28の2、39の124の2、改正法附則37、53)</p>	<p>○ 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例の対象となる銀行持株会社等と発行金融機関等との関係に、同一の法人によって銀行持株会社等の株式の全部及び発行金融機関等の株式の全部を直接又は間接に保有される関係が追加された上で、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例として、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する各事業年度の特例利子を負債利子控除の対象から除く制度が創設されました。</p>	<p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。なお、連結法人については、連結親法人事業年度が平16.4.1以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(14) 特別国際金融取引助定において経理された預金等の利子の非課税(措法67の13)</p>	<p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>
<p>(15) 投資法人に係る課税の特例(措法67の15 ~、措令39の32の3 ~、改正法附則45)</p>	<p>不動産投資法人で一定の要件を満たすものが、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの間に、特定目的会社が発行する優先出資証券の全部を取得した場合に、次の措置が講じられました。</p> <p>イ 不動産投資法人の支払配当の損金算入要件である他の法人の株式又は出資の保有割合の判定に当たって、その特定目的会社は他の法人に含まれないものとする。</p> <p>ロ 不動産投資法人が取得したその優先出資証券に係る利益の配当については、不動産投資法人において課税する。</p>	<p>不動産投資法人が平16.4.1以後に特定目的会社の優先出資証券を取得する場合で、同日以後に終了する事業年度について適用されません。</p>
<p>(16) 振替国債の利子等の非課税(措法67の16)</p>	<p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>
<p>(17) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の3)</p>	<p>適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>-</p>
<p>(18) 法人税に係る更正の期間制限(通則法70、改正法附則17)</p>	<p>欠損金の繰越期間が5年間から7年間に延長されたことに伴い、純損失等の金額を増加させる更正又は純損失等の金額を減少させる更正のうち法人税に係るものについては、法定申告期限から7年(改正前は5年)を経過する日までであることができることとされました。</p> <p>偽りその他不正の行為に係る更正以外の法人税に係る更正は、その法定申告期限から5年(改正前は3年)を経過する日までであることができる</p>	<p>平13.4.1以後に開始した事業年度等において生じた純損失等の金額について適用され、同日前に開始した事業年度等において生じた純損失等の金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平16.4.1以後に法定申告期限が到来する法人税について適用され、同日前に法定</p>

	ことととされました。	申告期限が到来した法人税に係る更正については、従来どおり適用されます。
(19) 日米租税条約の改正に伴う規定の整備 (実施特例法4、改正法附則1、18) (実施特例法6の2、改正法附則1)	平成15年11月6日に署名された日米租税条約(以下「新条約」といいます。)については、平成16年3月に批准書が交換され、その効力を生じました。この新条約においては、両国間の課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定や租税回避の防止のための特典条項などが制定されています。 これに関連して、次の改正が行われました。 ・ 日米租税条約において日米両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことに伴い、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税上の取扱いを明確化するための規定の整備が行われました。 ・ 新条約において租税回避の防止のための特典条項が創設されたことに伴い、特典条項のある条約の適用を受けようとする場合の手続等に関する規定の整備が行われました。	源泉徴収に関することについては、平16.7.1以後に支払うべきものから適用され、また、それ以外のことについては、平17.1.1以後に開始する課税年度から適用されます。 平16.4.1から施行されま す。 同 上

税に関する情報をインターネットのホームページに掲載しています。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーホームページ

<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

